

別表十の二(二)

「22」、「35」、「38」、「41」又は「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

連 結 業 度	法人名	()
---------	-----	-----

別表十の二(二) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

I 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同上のうち補償金等の額に 対 応 する 部 分 の 帳 簿 価 額	13	
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡経費の額	14	
	譲渡資産の種類	4		譲渡経費に充てるため 交 付 を 受 け た 金 額	15	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	円	差 引 譲 渡 経 費 の 額 (14) - (15)	16	
	同補収益補償金のうち対価 上償補償金に相当する部分の額	6		同 上 の うち 補 償 金 等 の 額 に 係 る 譲 渡 経 費 の 額	17	
	以金経費補償金のうち対価 外の補償金に相当する部分の額	7		譲 渡 益 の 額 (9) + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	18	
	の額移転補償金のうち対価 補償金に相当する部分の額	8		当 該 資 産 の 譲 渡 を し た 連 結 法 人 が 当 期 前 期 中 において 設 け た 特 別 控 除 の 規 定 の 適 用 を 受 け た 金 額 に 係 る 特 別 控 除 額	19	
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		特 別 控 除 額	20	
特 別 控 除 に 係 る	10			特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (20)	21	
同 上 の 交 換 取 得 資 産 の 価 額	11			特 別 控 除 残 額 ((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額	22	

P43参照

II 特定事業の用地買収等により譲渡した場合の連結所得の特別控除に関する明細書

事業施行者等の名称	23		特 定 事 業 の 用 地 買 収 等 に 係 る 特 別 控 除 額	33	円
特定事業の用地買収等により 譲渡した年月日	24	・	特 別 控 除 残 額 2,000万円 - (33)	34	
取得した対価の額	25	円	特 別 控 除 額 ((32)と(34)のうち少ない金額)	35	
交換取得資産の価額	26		特 別 控 除 残 額 1,500万円 - (36)	37	
交換取得資産につき支払った 交換差金の額	27		特 別 控 除 額 ((32)と(37)のうち少ない金額)	38	
特定事業の用地買収等により 譲渡した部分の帳簿価額	28		特 別 控 除 残 額 800万円 - (39)	40	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	29	特 別 控 除 残 額 ((32)と(40)のうち少ない金額)	41	
	譲渡経費に充てるため 交 付 を 受 け た 金 額	30	特 別 控 除 残 額 1,000万円 - (42)	42	
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31	特 別 控 除 残 額 1,000万円 - (42)	43	
譲 渡 益 の 額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		特 別 控 除 額 ((32)と(43)のうち少ない金額)	44	

III 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

各連結法人における計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定を受けた金額 (22) + (35) + (38) + (41) + (44)	45	円	各連結法人の合計額の計算	当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(45)の合計)	48	円
	個別連結法人帰属損金不算入額 ((48) - (51)) × (45) / (48)	46			当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定を受けた金額の合計額	49	
	特別控除額の個別帰属額 (45) - (46)	47			特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (49)	50	
					特 別 控 除 額 ((48)と(50)のうち少ない金額)	51	

別表十の二(二)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法及び令和2年旧沖特令第63条の4の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の連結所得の特別控除	「第68条の73第1項」、「第68条の73第2項」、「第68条の73第7項」又は「令和2年旧措置法施行令第39条の101第5項」	10215	「22」欄の金額

「35」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の74第1項	10216	「35」欄の金額

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の75第1項	10351	「38」欄の金額

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除	第68条の76第1項	10218	「41」欄の金額

「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除	第68条の76の2第1項	10219	「44」欄の金額